

知っとく! なっ得!



# 町の税金あれこれ

今月号より4回に分けて町の税金についてご説明します!

今月は、**国民健康保険税**についてお知らせします。

国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者の皆さんが保険税を出し合う相互扶助の制度です。国民健康保険に加入されている方は、国民健康保険税(国保税)の納期内納付にご協力をお願いします。

## 納税義務者

国保税の納税義務者は世帯主の方です。世帯主の方が国民健康保険以外の公的医療保険に加入している場合でも、世帯の中に国民健康保険の加入者が1人でもいれば、世帯主の方が納税義務者(擬制世帯主)となり、納税通知書は世帯主宛てに送られます。

## 国民健康保険税額の決め方

その年に必要となる医療費を予想し、そこから皆さんが医療機関で支払う自己負担金と、国などからの補助金を差し引いた金額が国保税の総額となります。国保税の税率は市町ごとに定められ、一世帯ごとの税額が算定されます。

本町の令和2年度国保税の税率は、令和元年度から据え置きとなりましたが、医療費は年々増加しており、今後は税率の見直しが見込まれます。

## 国民健康保険税の税率など

国保税は、医療分、後期高齢者支援分、介護分をそれぞれの対象者ごとに以下に記載した4項目によって算出し、この合計額を各世帯で負担していただきます。介護分をお支払いいただくのは、国民健康保険に加入している40歳から64歳までの方です。(40歳の誕生日から65歳の誕生日前月までの間)

区分	医療保険分	後期保険分	介護保険分	内容
所得割	5.10%	2.50%	2.10%	前年中の総所得金額に対する保険税額
資産割	12.00%	1.30%	3.60%	当該年度固定資産税額に対する保険税額
均等割	23,500円	10,000円	10,500円	一人当たりにかかる保険税額
平等割	17,000円	7,000円	5,000円	一世帯当たりにかかる保険税額

## 国民健康保険税の納期(令和2年度)

納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日	2月1日	3月1日

## 国民健康保険税の軽減・減免について

- 【軽減】**
  - 前年の所得が一定の基準以下の世帯(均等割と平等割が軽減されます)
  - (注意) 世帯の中に所得が分からない方(未申告者)がいる場合は軽減措置を受けることができません。必ず申告してください。
  - 倒産・解雇・雇い止めなどで離職された方(申請が必要です)
- 【減免】** 天災やそのほかの災害など特別の事情により保険税を納めることが困難になった場合や、会社の健康保険などに加入していた方が後期高齢者医療制度に移行することで、その扶養者が国民健康保険に加入した場合、介護保険の適用除外施設へ入所された場合には、申請により減免を受けられることがあります。

■国民健康保険税に関する問合せ 町民税務課 税務係 Tel 0778-47-8014